

平成19年10月23日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 (案)

平成19年8月31日付け諮問第1193号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）
 - ・ 複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部のコロケーションリソース等について利用不可の回答をした場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方5）
 - ・ 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部の電柱について利用不可の回答をした場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方16）
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）

- ・ 総務省においては、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、四半期ごとにNTT東西から報告を受け、当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に措置の見直しについて検討すること。（考え方4）
- ・ 総務省においては、NTT東西に対し、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めることを要請すること。（考え方4）